

(案)

静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、見積保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和2年4月1日（供給開始日）午前0時から令和3年3月31日午後12時とする。
入札保証金及び契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は、甲が静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が中部電力株式会社と締結する接続供給約款に定める負荷変動対応電力の料金は、乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は各月末日とし、別途定める計量方法により使用電力量を計量するものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は、次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙2の料金計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙2の各料金及び計算方法を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙2の各料金名及び計算方法』は、次により算定する。

『落札者の入札書別紙2の各料金の計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙2の各料金単価名及び単価を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙2の各料金単価名及び単価』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙2の各料金単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙2の各料金区分名を記載する』）

第10条 『落札者の入札書別紙2の各料金区分』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙2の各料金区分を記載する』

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定に当たり、需給場所が電力供給区域に含まれる旧一般電気事業者の適用する燃料費調整単価により調整を行う。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、経済産業省告示に基づき算定された値とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、別途定める日までに対価を支払わなければならない。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。

(4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(6) 次のアからオのいずれかに該当したとき。

ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務書の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

（料金の精算）

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

静岡県静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

(甲) 静岡県公立大学法人
理事長 尾池 和夫

印

(乙)

印

静岡県立大学小鹿キャンパス電気需給仕様書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）との間で、令和 年 月 日付けで締結した静岡県立大学小鹿キャンパスで使用する電気の需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需用場所

静岡市駿河区小鹿二丁目2番1号 静岡県立大学小鹿キャンパス（短期大学部及び看護学部）

(2) 業種及び用途

高等教育機関（大学）

2 仕様

(1) 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 受電使用電圧 6,000 ボルト

ウ 計量電圧 6,000 ボルト

エ 標準周波数 60 ヘルツ

オ 非常用自家発電設備 あり

カ 蓄熱槽 なし

(2) 予定使用電力量、契約電力、力率

ア 予定使用電力量 1,404,000kWh

（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの使用量見込み）

イ 契約電力（契約上使用できる最大電力をいう） 710kW

ウ 力率 100%を予定

(3) 契約期間の電力消費計画

月	予定力率	予定最大電力	全日使用予定電力量
4月	100%	320 kW	90,000 kWh
5月	100%	463 kW	106,000 kWh
6月	100%	560 kW	123,000 kWh
7月	100%	689 kW	163,000 kWh
8月	100%	710 kW	148,000 kWh
9月	100%	506 kW	123,000 kWh
10月	100%	442 kW	114,000 kWh
11月	100%	374 kW	98,000 kWh
12月	100%	444 kW	113,000 kWh
1月	100%	559 kW	125,000 kWh
2月	100%	531 kW	109,000 kWh
3月	100%	325 kW	92,000 kWh
計			1,404,000 kWh

(4) 年間予定最大負荷日のロードカーブ

別紙参照

(5) 需給開始日、需用期間

ア 需給開始日 令和2年4月1日 午前0時

イ 需用期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(6) 需給地点

甲の構内引込第一柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界点

(6)に同じ

(8) 保安上の責任分界点

(6)に同じ

